



安心の法律サポートで、あなたを守る

LEGAL PLUS

弁護士法人 リーガルプラス

広報誌 L+PRESS 2019.3月号

発行/弁護士法人 リーガルプラス
代表/谷 靖介 [東京弁護士会所属]
所在地/〒103-0027 東京都中央区日本橋3-1-4 画廊ビル7階
お問い合わせ/TEL: 03-4455-9129 FAX: 03-6265-1132
ホームページ/https://legalplus.jp/

働き方改革Q&A

政府が重要課題と位置付けてきた働き方改革関連法が2018年6月に成立し、2019年4月1日から順次施行されます。この改正により、企業は労働時間の管理、労働者の待遇等のあり方の見直しなど必要な措置を講じることが重要です。

重要な改正についてQ&A方式で解説をします。

Q

時間外労働の上限が定められたのですか。

月45時間、年360時間を時間外労働・休日労働の基本的な限度とし、①年720時間(休日労働を含まず)、②単月100時間未満(休日労働含む)、③2か月から6か月のそれぞれの期間につき平均80時間(休日労働含む)等の上限が規定されます。違反には罰則(6か月以下の懲役または30万円以下の罰金)が科されます。

なお、新技術・新商品の研究開発業務は適用除外とされ、自動車運転の業務、建設事業、医師等については、本改正の適用が猶予されます。

大企業は2019年4月1日から、中小企業は2020年4月1日から施行となります。

Q

有給休暇制度はどうなりますか。

一定日数の年次有給休暇の確実な取得のための制度が導入されます。企業規模

に関わらず、2019年4月1日から施行となります。

年次有給休暇の取得促進のため、10日以上有給休暇が付与される労働者に対して、5日の有給休暇を1年以内の期間に労働者毎に時季を指定して与える義務です。違反には罰金が科されます。なお、労働者が時季を指定した場合や協定による計画的付与の日数分については指定が不要となります。

Q

非正規社員への待遇が変わると聞きました。

はい。正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差が禁止されます。

不合理な待遇差をなくすための規定の整備として、同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。職務内容(業務の内容+責任の程度)、職務内容・配置の変更の範囲、その他の事情の違いに応じた範囲内で、待遇を決定する必要があります。大企業の施行時期は2020年4月からで、中小企業の施行時期は2021年4月からです。

Q

その他どのような改正がありますか？

次のような改正がなされています。

- ・中小企業への月60時間超の時間外労働に係る高い割増賃金率(通常の労働時間の賃金の計算額の50%以上)の猶予措置が2023年4月1日付で廃止
- ・労働時間の把握義務
- ・労働時間が一定時間を超える労働者に医師の面接指導を受けさせる義務
- ・高度プロフェSSIONAL制度の創設
- ・勤務時間インターバル制度の必要措置を講ずる努力義務
- ・産業医への情報提供義務、産業医の健康管理に関する報告内容を衛生委員会に報告する義務



【代表弁護士】
谷 靖介(たに やすゆき)

プロフィール

東京弁護士会所属。明治大学法学部法律学科卒業後、2002年(旧)司法試験合格。司法研修所57期。日本弁護士連合会の公設事務所プロジェクトに参加し、当時、実働弁護士ゼロワン地域(裁判所支部内の実働弁護士が0~1名地域)であった茨城県鹿嶋市に2005年赴任。開設翌年には年間500名以上の法律相談を担当する。2008年に公設事務所の任期を終え、弁護士法人を設立し、千葉県内・東京に複数の法律事務所を開設。中小企業法務を中心に弁護士として活動を行っている。セミナー講師担当やNHKなどメディア出演も多数あり。趣味は読書、旅行。

顧問弁護士のご案内

企業活動において生じる人事労務や取引先とのトラブル、経営拡大・新規事業によって生ずる新たなリスク。弁護士法人リーガルプラスは、「適正な価格」で社内事情・業界をよく知る弁護士が、スピーディーに対応いたします。

【対応業種】 介護・医療機関、保険代理業、飲食業、販売業、IT関連業、建築・内装業、製造業 など

取り扱い業務のご案内

リーガルプラスでは、**交通事故、労災事故、相続トラブル、離婚、借金問題、企業法務**など、各地域で対応しています。まずはお気軽に、お近くの事務所へご相談ください。

セミナー講師派遣のご案内

リーガルプラスでは、ご希望に沿ったテーマでの社内セミナーや、勉強会の講師派遣を承っております。

近年、法令遵守の徹底や、それに伴うガバナンスの強化といった点に意識を持たれる企業も多くなってきました。企業が抱えるさまざまな問題について、弁護士が社内セミナーの講師として、従業員のみなさまにアドバイスなどを行ないます。

【受付】

TEL:03-4455-9128(平日 9:30~17:00)

E-mail:mail@bengoshi-lp.com

講演研修テーマ・費用などお気軽にお問い合わせください。(担当:岩本)



ニュースレターをお読みになられた方からの法律相談・個別案件のお問い合わせ(平日・土曜 9:30~18:00)

【東京法律事務所】 TEL:03-4455-9129	【市川法律事務所】 TEL:047-712-5100	【津田沼法律事務所】 TEL:047-409-6371	【千葉法律事務所】 TEL:043-301-6761	【成田法律事務所】 TEL:0476-20-3031	【かしま法律事務所】 TEL:0299-85-3350
-------------------------------	-------------------------------	--------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	--------------------------------

民事解決事例 Q&A

事例

取引先からの集金を任せていた営業担当の従業員が、会社の売上金を使いこんでいたことが発覚しました。できる限り回収したいのですが、どのように対応したらよいのでしょうか。

Q 使い込みの事実を証明するには、どういった証拠が必要ですか。

A 当該従業員が会社側の調査に協力する姿勢を示している場合には、当該従業員から使いこみ行為をした時期・金額・用途・動機・犯行の手法等について具体的事情を聴取して記録に残しておくべきでしょう。

その他にも、聴取した内容を録音しておくこと、使い込んだ金額やお金の流れを確認することができる証拠（帳簿・明細書・通帳等）を確保しておく等、裏付けとなる客観的証拠を収集しておくことよいでしょう。

Q 当該従業員は、使い込みの事実を認めて返済する意思があると言っています。しかし、口約束だけでは不安があるのですが、どうしたらいいですか。

A 当該従業員と協議して解決する場合、具体的な返済額や返済方法（分割払いの場合には支払時期や支払額等）について取り決める必要があります。

少なくとも、口頭の合意だけで済ませず、合意書等の書面を取り付けておくべきでしょう。

本件のような場合は、返済を約束する文書を公正証書で作成することをお勧めします。公正証書を作成しておくことで、将来もし不履行が起きた場合、新たに裁判（民事訴訟）を起こさなくても相手方に対して強制執行を行うことができます。

また、法的効力の強い書面を作成しておくことで、相手方に対して返済のプレッシャーを与える効果も期待できるでしょう。

Q 交渉では解決できない場合は、どのような手続をとる必要がありますか。

A 最終的には、当該従業員に対して、使い込んだ資金の返還を求める民事訴訟等を起こすことになります。

もっとも、訴訟を提起する場合、使い込みの事実や金額を証明できる証拠がそろっているか、勝訴したとしても回収のあてになる

資力・資産があるのか等、十分検討した上で方針を決めることをお勧めします。

具体的な回収の見込みは、事案によって様々ですから、個別に弁護士へご相談ください。

Q 返済してもらおうとしても、より確実な方法は何かありませんか。

A 当該従業員等に保有資産（不動産等）がある場合には担保として提供を求めると、当該従業員の家族等に保証人になってもらうことが考えられます。

事前の手立てとしては、従業員との身元保証契約を整備しておくことも重要です。

Q 従業員の横領行為等が起きた場合、弁護士に依頼するメリットは何ですか。

A 弁護士は、最終的に訴訟等を起こす可能性も想定して、必要な調査や証拠収集をサポートすることができます。私が過去に担当した類似事案では、従業員と面談して調書を作成したこともありました。

また、相手方とのやり取り、書面の作成、証拠資料の分析等をお任せいただくことで、ご依頼者様の事務作業の負担を軽減することができます。

そして、弁護士が交渉窓口になることで相手方との接触機会を減らすことができ、ご依頼者様の精神的な負担を軽減することもできるかと存じます。



【津田沼法律事務所】
所属弁護士：牧 成明（まき しげあき）

プロフィール

明治大学法学部法律学科卒業、中央大学法科大学院修了後、弁護士登録（千葉県弁護士会）。主に、相続、交通事故、労災事故、債務整理、離婚、中小企業法務（労務問題）を中心に活動を行う。趣味はサーフィン、音楽鑑賞。

講演報告

2月、東京ビッグサイトにて開催された介護施設産業展（ケアテックス2019）において、当法人代表弁護士の谷が介護事業経営者向けセミナーの講師を担当し、介護事業者のコンプライアンス問題について、横断的に話をしました。セミナーには多くの方にご参加いただきました。

参加者が特に興味をお持ちなのは、やはり実際のトラブル事例。守秘義務に違反しないよう事案や内容をアレンジしながら、介護事業者に降りかかるトラブルやその対処方法をお伝えしました。

セミナーをきっかけとして人的な交流も広がり、介護施設管理者様からのご相談や医療介護メディアの取材などもお受けしています。



編集後記

新元号発表まであと10日足らずとなりました。予定通り4月30日で終了した場合、平成は30年113日間となり、昭和（64年）、明治（45年）、応永（35年）に次いで4番目の長さとなるぞうです。慣れ親しんだ「平成」という元号ですが、改めてどのような意味や由来であったのかと調べてみると、史記からの「内『平』かに外『成』る」と、書経からの「地『平』かに天『成』る」という言葉が由来となり、「内外、天地ともに平和が達成される」という意味があるとのこと。

改元に立ち会う一人として、新たな時代も平和が続くことを願いつつ、時代の変わり目を迎えていきたいものです。



※写真はイメージです。